京都府公立大学法人 一般事業主行動計画

全ての教職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2 内容

目標 1 働き方改革を推進し、妊娠、出産、育児、介護に関する制度を周知 するなど仕事と家庭生活の両立を支援する。

<対策>

(令和2年度~)

・ 妊娠、出産、育児、介護などライフイベントに応じた生活を安心して 送ることができるよう、働き方改革の取組を推進し仕事と家庭生活の両 立を支援するとともに、取組や制度を各大学のホームページへ掲載する ほか、新規採用研修などの機会を通じて周知を図る。

目標2 育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。

<対策>

(令和2年度~)

- ・ 各所属長は、男性教職員の配偶者出産休暇や育児休業の取得を促進するため、該当する教職員が取得しやすいよう職場環境づくりに努める。
- ・ 休業・休暇期間等に応じ、適切な代替職員を確保し、必要があれば業 務内容や業務体制の見直しを行う。

目標3 育児休業等からのスムーズな職場復帰を支援する。

<対策>

(令和2年度~)

育児休業等からの職場復帰時において、各職場の実情に応じ、業務内容や業務体制の見直しを実施する等により、職場復帰しやすい環境整備に努める。

目標 4 教職員の育児を支援し、業務や仕事と育児が両立できる職場環境 の確立を目指す。

<対策>

(令和2年度~)

- ・ 事業所内保育施設の運営状況を調査・分析し、事業所内保育事業の充 実を検討する。
- ・ 女性教職員の採用拡大や女性が活躍できる職場・制度づくりを進める。

目標5 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

(令和2年度~)

・ 年次有給休暇の確実な取得を図ることはもとより、管理職が率先して 年次有給休暇を取得し、積極的に他の教職員にも一層の休暇取得を促 す。

目標6 出退勤を適正に管理し、時間外労働の是正を図る。

<対策>

(令和2年度~)

- ・ 出退勤管理システム導入により、労働時間管理の適正化を図る。
- ・ 業務の見直し・改善を進め、時間外労働の削減を図る。
- ・ 学生・患者サービス等に一定の配慮を行いながら、各職場の実情に応じて定時退勤日の設定を検討する。